



2015年4月28日

各 位

会社名 **株式会社 マキタ**

代表者名 取締役社長 堀 司郎

(コード:6586、東証・名証第一部)

問合せ先

取締役執行役員管理本部長 青木 洋二

(TEL 0566-97-1717)

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の導入に関するお知らせ

当社は、2015年4月28日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く)に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てる方針を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションを導入する理由について

当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を高め、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有することを目的として、当社取締役(社外取締役を除く)に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てる方針を決議したものであります。

なお、当該新株予約権の割当てについては、2015年6月25日開催予定の当社第103回定時株主総会において、当社取締役に対する当該新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定に関する議案が承認されることを条件といたします。

2. 株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の具体的な内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は10株とする。ただし、本議案の決議の日(以下、「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

②新株予約権の総数

取締役(社外取締役を除く)に対して割り当てる新株予約権の総数 5,000 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から50年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

以上